

岩手県告示第452号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を令和4年7月12日から同年8月2日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

令和4年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸10番1号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 釜石市両石町第3地割182番地先水面
- (2) 区域 両石漁港内にある基準点（3級基準点H24-3NO1）を基点とし、基点から27度14分50秒 48.18メートルの点を1点とし、1点から197度48分41秒 18.23メートルの点を2点とし、2点から0度30分14秒 18.44メートルの点を3点とし、1点から3点までの各点を順次に直線で結んだ線及び3点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 50.00平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 775.77平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して90日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から令和5年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。